

消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会  
(第2回)  
議 事 録

消費者庁消費者教育・地方協力課

消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会  
(第2回)  
議事次第

日 時：平成26年8月11日（月） 14：57～16：59  
場 所：中央合同庁舎4号館 共用1214特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

1) 消費生活相談員資格試験の内容について②

①消費生活相談員の職務と求められる知識及び技術

②消費生活相談員資格試験の内容に関する論点

2) その他

3. 閉 会

○野村座長 それでは、定刻より若干前ですけれども、御出席予定の委員の方がおそろいでございますので、ただいまから、第2回「消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会」を開催いたします。

本日は、8名の委員全員に御出席いただいております。

また、8月10日付で消費者庁の服部審議官が着任されましたので、一言御挨拶をお願いいたします。

○服部審議官 御紹介いただきました服部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

消費者庁に戻ってまいりますのは1年ぶりでございます。消費者のためのこういう役所でまた仕事をできること、大変光栄に思っております。どうぞよろしく願います。

消費者のお役に立つように考えて、そして、取り組んで、実際成果を出す、こういう視点でまた観点で、この検討会にもしっかり取り組んで参画させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○野村座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。事務局から配付資料の確認と資料1-1及び資料1-2について御説明をお願いいたします。

○望月企画官 それでは、事務局から、まず、配付資料の確認でございますけれども、議事次第のほうに配付資料の一覧をつけております。資料1-1、1-2、資料2-1、2-2、2-3と参考資料でございます。参考資料は前回の議事録でございます。

それと、本日は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の青山委員から追加の資料が配られております。1枚の資料になっておりますけれども、こちらも配付させていただいておりますので、御確認いただければと思います。

それでは、資料1-1、1-2について説明をしたいと思います。

資料1-1、1-2は、前回の議論をまとめたものでございます。前回は、相談員の職務と求められる知識及び技術につきまして御議論いただきましたけれども、これまでの意見交換会でありますとか検討会の中間報告などを踏まえて、前回は御議論いただきました。

その中で出てきましたのは、まず、1番の消費生活相談員の職務でございますけれども、議論を整理しますと、相談員の職務としては、事業者に対する消費者からの苦情にかかる相談・あっせんでありまして、消費者による主体的な問題解決の促進・支援、消費生活の専門家としてのアドバイスということがあります。また、執行部局等に対する情報提供や福祉など、ほかの専門家等への橋渡し、さらに、相談結果の整理・分析や消費者教育・消費者啓発への活用ということが挙げられると考えております。

続きまして、求められる知識及び技術ということでございます。これも、前回の議論を確認させていただきますと、まず、知識としては、法令の中で、1番目の商品等及び役務の消費安全性に関する知識でありますとか、消費者行政に関する法令に関する知識ということは科目の要件として挙がっております。さらに重複するものもございまして、

商品・サービスや生活に関する知識とか、関連分野や家計管理等に関する知識、消費者問題の動向等についての知識、消費者行政についての知識、福祉など関連行政や行政一般に関する知識、経済等に関する知識ということが求められるというものでございました。

また、技術としては、消費生活相談の実務に関する技術、これは科目の要件として挙がっておりますけれども、これに重複する面もございますけれども、そのほか、ヒアリング力とかコミュニケーションスキル、交渉力、文章作成力、他の関係部局等に対する積極的な問題提起や法令を具体的な事案の解決のために活用する力ということを挙げていただいております。

以上でございます。

○野村座長 それでは、事務局から資料1-1について御説明をいただきましたが、消費生活相談員の職務及び求められる知識、技術については、おおむねこのような整理でよろしいでしょうか。何か御意見、御発言がありましたらお願いいたします。青山委員、どうぞ。

○青山委員 ありがとうございます。まず、1の消費生活相談員の職務について、おおむねこの5つの丸という形になっておりますけれども、これはちょっと考えると、やはりどうしても契約トラブルにシフトし過ぎているような感じもしないでもない。これは、契約トラブルが今、非常に多いということはもちろんわかるのですが、そもそも消費生活相談というのは、やはり消費生活全般における知識の教授みたいなものもあるわけで、そういうことからすると、ちょっとその部分を1行加えていただきたいと思います。

例えば、葬祭に関するものですか、母から子への豆知識的なものとか、近所づき合いの問題とか、そういうことも相談の中身としてはあるわけですから、そういう意味では、消費生活全般にわたる知識の教授的なものを1行加えていただけたらよろしいのではないかと思います。

○野村座長 この点について、ほかの委員の方、御意見おありでしょうか。どうぞ、池本委員。

○池本座長代理 池本です。今おっしゃったところを否定する意味ではなくて、そういうところも込みで、ちょっとこの1個目と2個目の丸の整理なのですが、消費者安全法では、消費者からの事業者との間の苦情について相談を受けるということと、それから、それをあっせん処理するという2段階に分けていたと思うのです。その1段階目の相談を受け、助言をしたり、情報提供したりという相談者に向けた知識・情報提供というものと、一歩踏み込んで、事業者との間の紛争解決のあっせんにまで入っていくという2つに分ければ、今の青山委員からの御指摘も、その第1弾の相談を受けるという中の意味を広げることができるのではないかと。

ちょっとここでの2つの丸の意図がよくわからないのですが、2番目が、1番目で言う相談・あっせんの中の一部を取り出しているのか、安全法などの規定ぶりと比べて、ちょっとこの区分けの意図がよくわからないので、場合によっては、今の点を整理する余地

があるのではないかと感じました。

○野村座長 事務局のほうから何かございますか。

○望月企画官 今の池本委員、青山委員からの御指摘でございますけれども、事務局がつくりましたときは、この相談・あっせんというのは、法律に規定しているもの、さらに、主体的な問題解決の促進とか支援とかで、消費生活の専門家としての適切な助言ということの中で、青山委員のおっしゃった消費生活全般にわたる知識の教授みたいなものも含むという意図でございます。

○野村座長 それでは、多分、青山委員の御発言もこの中には含まれているということではあると思いますので、事務局のほうでもう少しそこが理解できるような表現に改められるのであれば、ちょっと御検討いただくことにしたいと思います。

それでは、ほかの点でご意見がありますか。よろしければ、前回の整理はこのよう形で当面よろしいということで、そこで、次に、消費生活相談員資格試験に関する論点についてですけれども、これにつきましては、皆様の御意見も事前に伺いながら、資料2-1のとおり、論点ペーパーを用意しておりますので、まず、この論点ペーパーについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○望月企画官 それでは、主に資料2-1と、それから関連しまして資料2-2、2-3、2-4をごらんいただきながら御説明させていただきたいと思います。

まず、資料2-1の「消費生活相談員資格試験の内容に関する論点」でございますけれども、1番目の最初の消費生活相談員資格試験の在り方で、今回創設します資格試験の大枠の考え方みたいなところを示しております。

まず、(1)消費生活相談員資格試験の目的等としておりますけれども、この資格試験につきましては、あくまで出発点として捉えるべきだという御議論も前回ございました。それも踏まえまして、ここでは、資格試験では、消費生活相談員に求められる基礎的な素養を有することを確認すべきではないかとしております。

さらに、自治体で相談員の選考をされておりますので、そういった自治体側の意見とか使いやすさとか役に立つということも配慮する必要があると考えております。

さらに、相談員に求められる知識・技術というのは試験だけでは確認できないものがございますので、実務経験とか研修、OJTも不可欠でございますので、国は、研修機会の確保や研修の体系的な実施に向けて必要な措置を講ずる必要があるのではないかとしております。

(2)の相談員資格試験の公平性の確保でございますけれども、複数の登録試験機関が行うというものでありましても、全ての受験者にとって公平性が確保される必要がございます。このため、後ほどその実施方法のところでも御議論いただくこととなりますけれども、消費生活相談員資格試験で確認する知識とか技術は、可能な限り、客観的に確認される必要があるのではないかとということでございます。

(3)消費生活相談員資格試験に対する国の関与のあり方ですけれども、この登録試験

機関が実施するという一方で、試験の独自性とか多様性ということを確保する必要があります。一方で、相談員資格試験で確認される知識とか技術について一定水準が確保されるように、国の関与のあり方を検討すべきではないかとしております。

(4)の登録試験機関とか受験者等の負担でございますけれども、過度にこういった機関とか受験者に対して負担をかけますと、今度、受験者が減ってしまという弊害が出てくることとなりますので、過度な負担をかける試験とするのは避けるべきではないかとしております。これは、現在行われている試験とかを参考にしまして、試験料でありますとか試験時間、あるいは地域で試験を受けられる方に対する配慮も必要になってくると考えております。

続きまして、2番目の試験内容のところでございます。2ページ目でございます。具体的な試験の中身でございますけれども、今の大枠の考え方に沿って資料を作成しております。

(1)試験科目・科目ごとの出題範囲でございますけれども、これは、(1)の※印のところ、法律である程度、規定されております。法律の科目要件としては、そこにあります一号から四号までとなっておりますけれども、四号で、「その他内閣府令で定める科目」としてしておりますけれども、現在行われている試験とか講習の内容を踏まえまして、この内閣府令で定める科目としては、「消費生活一般に関する科目」とか「消費者のための経済知識に関する科目」ということを定めてはいかがかとしております。

この中で、今どういう出題がされているかというものを示しましたのが、資料2-3に、今の出題範囲とか内容の整理表をつけておりまして、「消費生活一般に関する科目」としては、例えば消費者教育でありますとか社会保障制度とか、あと、消費者関係のいろいろな歴史ということを出題していただいております。あるいは、「消費者のための経済知識に関する科目」としては、マクロ経済の動向でありますとか家計経済のことに関する事など、幅広く出題していただいております。

続いて、次のポツでございますけれども、消費生活相談員資格試験において実施する科目の出題範囲を、各登録試験機関でそういうことに配慮して試験を実施していただく必要がございますので、ガイドラインで各科目に該当する事項を例示して、登録試験機関がこれを参考にして出題することとしてはどうかとしております。これは、今ごらんいただきました資料2-3で、今の試験とか講習でこういう内容のことをやっていたというわけですが、こういったものを踏まえまして、各科目に細目としてどういうものが入るかということを示して、それを参考にして、各登録試験機関で出題範囲を決めていただくという運用を考えております。

(2)試験の実施方法ですけれども、登録試験機関の判断によりまして、1次試験・2次試験と分けることも可とすべきではないか。今もこういう扱いをされているということでございます。試験の公正性とか信頼性を確保するための仕組みや体制を整備するとともに、あらかじめ手引などを整えまして、これに従って試験を実施すべきではないかとして

おります。これは、今も手引や細則なども備えられていると伺っておりますし、それから、今度、登録試験機関ということで試験業務規程をつくっていただく必要がございますけれども、そういったものでありますとか、それを踏まえた細則なども、この中で読んでいきたいと考えております。

(3) 出題形式でございますけれども、相談員に求められる知識とか技術を有するか、できる限り客観的に判定できるように、多肢択一や正誤判定などを実施するとともに、論文や面接については、登録試験機関が任意で実施することができることとしてはどうかと提案しております。

各出題形式の例を3ページで上げておりますけれども、多肢択一、論文、面接ということをやっておりますけれども、多肢択一とか正誤判定は、評価の客観性や効率性とかにすぐれておりますけれども、やはり偶然による正答とか、それから、ある程度試験のテクニックによって回答するというのもあるのではないかと思います。論文や面接ということは、例えば論文だったら、受験者の文章作成能力とか考え方を見ることができますし、面接でしたら、コミュニケーション能力や考え方を見ることができますけれども、やはり評価項目とか評価基準について、主観が入らざるを得ないということがありますので、こういう共有化が必要であるとか、実施するのがかなり大変ということがございます。

(4) 出題数、点数配分、時間配分でございます。

出題数については、下限をガイドラインで定める必要があるのではないかとしております。また、試験科目ごとの出題数ですけれども、総合的に判定できるように配慮しつつ、登録試験機関が決定すべきではないかとしております。余り出題数が少なくなり過ぎますと、適切な評価が難しくなりますので、一定以上の設問数を確保する必要があると考えております。

点数配分は、出題数を踏まえまして、相談員資格試験で確認する知識とか技術を総合的に判定できるように配慮しつつ、登録試験機関が決定すべきではないかとしております。

時間配分につきましても、受験者の負担や利便性に配慮しつつ、登録試験機関が決定すべきではないかとしております。

次に、登録試験機関が実施する試験の独自性や多様性を確保する必要がありますけれども、受験者が、その特徴を判断して選択することが非常に重要になってきますので、必要な情報公開でありますとか問い合わせなどに対して対応していただくという配慮が必要なのではないかと考えております。

4ページでございます。3番目の評価・採点方法、合否判定の考え方ですけれども、まず、(1) 評価・採点方法です。

試験では、出題形式にのっとりまして、可能な限り客観的に評価され、採点は、登録試験機関において決定した手順に従って行われるべきではないかということでありまして、消費生活相談員に求められる技術、先ほど技術ということ、ヒアリング力やコミュニケー

ション能力、スキルということが上げられておりましたけれども、何を評価項目として、どのような出題形式とか評価基準によって評価するとかということが重要になってくると考えております。これは、恐らく論文とか面接とかということである程度確認するということもあるのではないかと思います。

さらに、その論文とか面接を実施する場合に、評価に主観が入らざるを得ないという面がございますけれども、何を評価して、その評価項目ごとに何が回答できていれば評価するのかということ具体的を定めていただく必要があるのではないかと。また、論文とか面接の実施について、国がそのモデルとなる問題例とか評価項目などを示すことを検討すべきではないかとしております。

次に、論文とか面接を実施する場合は、登録試験機関が、適切な採点者や面接評価者を養成し、確保すべきではないかとしております。

(2) 合否判定の考え方ですけれども、消費生活相談員に関する知識とか技術が一定水準を超える水準であれば、各登録試験機関が独自に合格水準を設定することも可とするかとしております。

続いて、ガイドラインで確認すべき知識とか技術の水準の考え方を示していきたいと思っておりますけれども、それは、試験員が合否判定をする際のメルクマールということになりますけれども、どういうふうを示していくかということが一つの論点としてあるかと思っております。これは、具体的に示していくことから抽象的に示していくことまで、やり方はいろいろあると考えております。

事後チェックの仕組み、これは、試験の品質確認ともかかわってまいりますけれども、消費生活相談員資格試験の質を保つために、国と登録試験機関が協同して、PDCAサイクルによる検証を行い、必要に応じて登録試験機関ごとに試験内容等の見直しを行ってはどうかとしております。

続いて、4番目の試験問題の作成方法等でございますけれども、(1) 試験問題の作成方法でございます。

法令やガイドラインに基づきまして、試験委員は試験問題を作成するほか、その出題範囲とか出題数の決定に関与するかは、各登録試験機関が決定することとしてはどうかとしております。

試験問題の公表という論点もありますけれども、これは、次の回で御議論いただく予定としております。

5ページ目の(2) 試験問題の品質確認でございますけれども、各登録試験機関で品質管理体制を整備しまして、試験実施前にその登録試験機関の責任で試験問題について確認していただく。それで、全体として編集していただくことが必要かと思っております。また、国は、試験問題が法令やガイドラインに基づいたものであるか、事前に外形的な確認を行うべきではないかとしております。これは、試験を実施するまでにかかなり時間が短い中で、どのような確認を行って、試験問題として完全なものにしていくかという論点があるかと



思います。

さらに、試験問題の品質確認ですけれども、出題者以外の者が行う必要があるのかということとしております。試験問題を作成した人以外の方がその問題をチェックするという体制は、今もとられていると考えております。例えば、試験委員会でありますとか技術審査委員会などで、その出題の調整とか確認ということをやっただいておりますけれども、そういったものもこういうやり方の一つとしてあるのではないかと考えております。

(3) 試験委員の選任等の考え方でございます。

試験委員みずからが試験対策講座等の講師などを行うのは、信頼性の確保という観点からやはり望ましいものではないと考えておりますけれども、実際は、人材が限られておりますので、登録試験機関は、試験委員と試験の信頼性を確保するための誓約書を取り交わすなどの措置を講ずることによって許容されるかとしております。

5番目の受験資格等のところでございます。

(1) 受験資格は、今、国民生活センターとか日本産業協会などでは、その受験資格というものは設けられていないと伺っております。日本消費者協会は講習をやられていますので、ある程度の受験資格を設けられておりますけれども、この受験資格を課す場合は、受験障壁とか不公平な取り扱いが生じないか、受験資格を取得する上で障壁や不公平な取り扱いとなっていないかという観点からの検討が必要になるのではないかとしております。

(2) 試験の一部免除措置の対象者でございますけれども、これにつきましては、試験の一部免除措置を講ずる対象となる受験者の満たす要件として、今の3資格で資格を取られている方が対象としてあるのではないかと考えております。

さらに、どういう免除の仕方をしていくかということでございますけれども、これは、登録試験機関ごとに試験のやり方とかが違ってくることになりますので、登録試験機関ごとにそのルールを検討することとしてはどうかとしております。

以上でございます。

○野村座長 どうもありがとうございました。

それでは、御議論いただきたいと思いますが、資料2-1は大きく5つの項目から構成されておりますので、まず、前半で「1 消費生活相談員資格試験の在り方」及び「2 試験内容」について御議論いただきたいと思いますが、後半のほうで残り3つの項目をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、1、2について御意見をお願いしたいと思います。青山委員、どうぞ。

○青山委員 ありがとうございます。この論点を見せていただいたときに、やはり今の3資格輩出者に対して過分な、過剰なものを付さないというような精神が貫かれているのかなと考えられます。つまりオーバースペックにならないように、しかしながら、最低のレベルというものは整えていただきたいということがこの論点の中に書き込まれているのかなという気がします。そういう中で私が1つ危惧するのは、この資格試験をなさる試験委員さん、実際には専門性を持つ人材等々が限られているということは、もう紛れもない事

実です。輩出しようとする試験機関がちょっと頭に浮かべたときに、何先生、何先生ということ考えたときに、本当に、大変申しわけないですけども、人材に限られてしまっている。そうすると、複数の試験機関に登録してほしいと言いつつも、その複数の方たちが、少ない人材の、言葉が悪いのですけれども、取り合いみたいになってしまうというようなことにもなりかねないのではないかと。そうすると、コストパフォーマンスも非常に高くなってくるのではないかと。

そういうようなことを考えると、私は、一番先の論点の中で、知識に関する問題というところが1の(1)でありました。この知識に関するものについては、もう国が関与して、共通1次的な試験にしてしまってもいいのではないかという思いがあります。これは、輩出機関の方たちを差し置いて私がこういうことを申し上げるのは非常に僭越なのですけれども、そもそも今回の安全法ができたときに、今までの輩出機関の特殊性をないがしろにしない、生かしながらというところがすごくあったと思うのです。ですから、基本的な知識、これだけは相談員として持っていてほしいという部分については国が関与しながら、しかし、2次的な技術の面で、各登録機関が、自分のところは、例えばもっと面接を重視しようとか、あるいは論文を重視したいとか、あるいはこういうテーマを与えて調査してほしいというような、それぞれの独自の技術力を見る試験をなさってもいいのではないかと、そんなふうな思いがありますので、ぜひこのところは、共通の試験というものを考えていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○野村座長 例えば、1次試験みたいにして、国が共通の試験をやって、その合格者に2次試験を各機関がやるというような、そんなイメージでおられるわけですか。

○青山委員 そうです。ですから、共通1次の設問をすごく厳しくやっているというかしら、書いていただいていますので、それをつくって、全国一斉に登録機関が1次試験をするということのイメージです。

○野村座長 かなり具体的な案をいただいたのですけれども、ほかの委員の方、御発言いかがでしょうか。吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 今、青山委員の言われた共通1次的なというのが出てきましたけれども、本協会は、以前から質の確保、レベルを一定にするという意味では、共通1次的なものが必要だということを申し上げてはきました。そういう意味では、今の意見には賛成です。

○野村座長 ほかの委員。池本委員、どうぞ。

○池本座長代理 池本です。今、提起があった共通1次的なものを統一でつくってはどうかという提案ですが、ちょっと私は、今、判断しかねるところがあります。つまり、3つの資格は、それぞれの分野の地域におけるリーダーとか企業内における専門家、そして、行政での相談窓口というそれぞれの分野がある、ただ、現実問題として、その3分野の方が相まって全国の相談員を輩出してきたということもあって、複数登録試験機関という今の制度という、そういう意味では非常に、現状、これまでの経緯を見て、調整的な案で

進めてきているのですが、その統一試験型にするということが、それぞれの分野の資格の特性を生かすということとどう折り合いがつくのかということ、そこを見ないと、いわば問題作成の負担が軽減されるということだけで、そこへ一足飛びに行っているのかどうかというのは、ちょっと疑問が残ります。その意味では、他の論点なども含めて見きわめてみないといけないのかなと思います。それがまず1点です。

もう一点、1ページ目の1の(1)のところについて、これは、前回、私が申し上げたところとつながるので確認的に強調しておきたいのですが、試験だけで相談員に求められる知識・技術が確認できることではない。特に、これから試験を受けようとする人に、さまざまな勉強する機会を与えるときにも、相談員としての姿勢なども含めた、単なる受験対策講座であっては困るし、相談員というものの社会的な役割も学んでほしい、それから、合格した後、これは、採用先が決まる前なのか決まってからなのか、あるいは初任者研修になるのかわかりませんが、その段階で本当の意味のコミュニケーションスキルなどを鍛えていくという、その研修の機会が不可欠だと思うのです。

ここでの本来的な議論は資格試験制度ですが、それとセットでこういった試験前、試験後、採用前後を含む研修機会の充実があるのだということをより具体的に指摘しておいていただくことが適切だと考えます。

以上です。

○野村座長 この点について、今、現行の3資格を付与している機関としては、試験委員の人材確保とか、あるいは出題形式とかといった点について、何か御発言がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。それでは、まず、高尾さん、お願いいたします。

○高尾氏 日本産業協会の高尾でございます。

現状では、試験の人材確保は、当協会ではできているという状況でございます。技能審査委員会の中で人材を確保してやっているところでございます。

それと、共通1次試験、これはそもそも国のほうでできるのかどうかという議論も必要だと思いますし、共通1次試験となれば、逆に、今の3資格試験機関以外でもできるわけですから、そのあたりを考えなければいけないなと思います。

あと、独自性の問題もさっき出ましたが、後でまた御議論があると思いますけれども、面接をどうするかとか論文をどうするか、そういった議論もこれからはされると思うのですが、もし面接や論文がなくなることになると、場合によっては共通1次で終わってしまうことにもなりかねないと思いますから、そのあたりもあわせて議論する必要があるかと思えます。

○野村座長 ほかの国民生活センターとか日本消費者協会はいかがでしょう。青山さん、どうぞ。

○青山氏 国民生活センター青山です。

人材の確保につきましては、当然、当機関でやっております試験の人材確保はできてい

るのですけれども、他機関とのダブリというか共通の人材になっているかどうかというのは、当方以外の委員のお名前を存じ上げませんので、重なっているかどうかについてはわかりません。全体として、この分野の専門家の方がそう多くないというのはありますけれども、重なるかどうかについてはわからないところがあります。

あと、共通1次ということになりますと、その問題を先ほど高尾オブザーバーから発言がございましたけれども、国が実施するということになりますと、登録試験機関制度と、その登録試験機関が試験を行うということとの関係をどのように考えるのかという問題も出てくるかと思えますし、共通1次そのものをつくること、問題をどのようにつくるのかということ自体もまた議論されなければいけないという気がしております。

以上でございます。

○野村座長 松岡さん、どうぞ。

○松岡氏 人材の確保ですけれども、私どもも消費者力検定試験というものをずっとしているのですけれども、しかし、その作問をされる方たちとは、やはり違う分野になってくると思うのですね。ですから、今のところ人材の確保という点では一番不利というか、既存の機関の後追いになりますから、なかなか難しいところがあるのではないかと感じております。

共通1次の考え方は、ちょっと今までの流れの中では余りなかった御意見なので、大分検討しないといけないのではないかと思います。

○野村座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○望月企画官 事務局からですけれども、今の法律の条文で、第11条の25第1項というものがありまして、「内閣総理大臣は、登録したときは、試験業務を行わないものとする。」としております。したがって、その登録試験機関が出てきたときに、この規定とどのように関係してくるかということは、共通1次化というようなことでございますけれども、整理が必要かと考えております。

○野村座長 ちょっと難しいかもしれませんね、国が具体的な試験に関与していくというのは、恐らく、今の規定との関係で。

○青山委員 登録試験機関が出ないときには、国がやると前に審議官がよくおっしゃっていたものですから、だとするならば、私のイメージとしては、別に混乱させるつもりは毛頭ないのですけれども、この相談員資格の試験というものは、JISの規格のようなもの、やはり安全・安心のためにこれだけは保っていてねという最低のレベルの資格試験であるだろう。その上で、各登録機関が、うちは経済に強い人ね、うちは情報に強い人ねというような形の自主的なといいますか特色を持った試験であればいいのかなという思いがあって、ずっとずっと、このところ、この2回目のこの資料を見ていて、そんなふうに思ったわけです。別に、いろいろな先生方が、A機関も、B機関も、C機関からもオファーがあっても、絶対理論的にも、信義敵にも複数に応じる訳にはいかないわけでしょうから、

そういう点での人材がどこまで担保できるのかなという思いがありました。

以上です。

○野村座長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。この資格試験の在り方及び試験の内容につきまして。特に、採用する自治体側の阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 第1回の会議は途中で退席してしまい申し訳ありませんでした。

今お話があったように、採用する側とすれば、やはりそれぞれ指定機関が複数あったときにそれぞれの機関の差が大きいということは、やはり採用に難しさが出てくる。ここの機関は難しいけれども、こっちは機関は少し易しいとかとなってしまうと、資格が序列化してしまって、好ましい状態でもないですし、採用するときの難しさもあると思います。

今、共通1次的なお話もあったのですが、試験の制度を合わせていくためには、つまり、これは2番の試験内容のところに入ってくるのかもしれないかもしれませんが、試験内容のところにも、「ガイドラインで、各科目に該当する事項を例示し」というようなことが記載されていたから、この辺をきっちり細かいところまで定めていけば、国のほうで共通1次をするわけではないのだけれども、問題は共通の問題をつくっていくというようなこともできるのかなと思います。

それともう一つ、1の試験制度の在り方の本筋のほうに話を戻らせていただくと、前回、私が中座したあとの話で、研修機会の話が大幅に出たようで、今回も項目として、「国は、研修機会の確保や、研修の体系的な実施に向けて、必要な措置を講じる必要があるのではないか。」ということに記載していただいています。これはぜひやっていただきたいと思います。地方自治体のほうでやれとなると、これは、採用した後の研修は難しいところもありますから、ぜひ国のほうでやっていただく、もしくは、1つのやり方としては、これはまだこれからの議論になるのでしょうかけれども、資格を与えた後、更新制度というようなものが出てくるのであれば、更新時の研修とか、そういったものもぜひ考えていければと思っております。まだちょっと議論がそこは出ていないところなので先走り過ぎだと思っておりますが、そのようなことを今、御意見を聞きながらちょっと考えていたところです。

○野村座長 ちなみに、東京都は特に初任者の研修とか何かをやられてはいないのですか。

○阿部委員 特段やっておりません。通常の職員としての最初の研修、共通の事務をどういうふうに進めていくか、そういうことはもちろんやりますけれども、初任者のスキルアップということを目的とした研修は、国民生活センターさんの研修等を活用しています。

○野村座長 同じ自治体で、佐藤委員はいかがでしょう。

○佐藤委員 配布資料にまとめていただいている内容の中にも、独自性・多様性ということの記載がありますが、前回も発言させていただきましたけれども、今、相談員をやっていただいている方については、皆様その実力を発揮していただけていると考えておりますので、この特色があるということは非常に良いことなのだろうと考えております。

あわせて、まとめの中で、一定の水準の確保であるとか、過度な負担を避けつつも、客観的な判断ができるようにするというところに着目点を置かれ、ガイドラインや手引きを示

されるというお考えを国のほうでお持ちのようなので、そのへんきちんとしたものをお示しいただく中で、登録試験機関において試験を実施していただき、また、一定水準が確保されているということを確認していただければ信頼できる制度になると思います。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、沼尾委員。

○沼尾委員 済みません、前回欠席してしまったので、議論を理解できていないところもあるかもしれないのでその点についてはお許しいただければと思うのですが、今、共通1次というお話があったのですが、確かに共通1次ということで、別途国がやるというのは、もう一つ試験をつくるということになるのでなかなか難しいのかなという気もするのですが、先ほどちょっとお話にもありましたけれども、共通問題みたいなものがある部分だけ用いることにして、それについては持ち回りでやれるような仕組みがつけられるとするならば、それは1つの選択肢としてはあり得るのかもしれないと思います。ただ、それはそれで3つの機関が調整したり協議したりするコストもかかると思いますので、そこまで含めて、どちらのコストをとるのかということになるのかと思います。

ただ、もう一方で、私は日ごろ大学に勤務しております、今、学生の資格取得熱とか、あるいは資格ビジネスなどの受験予備校などの動向を見ておりましたが、この先々、この消費生活相談員の資格試験というものをどういうふうに考えているのか。例えば受験生をふやして行って、資格を持っている人をもっと幅広くふやしていきたいということを考えるのであれば、1つ共通の試験みたいなものをベースとした上で、この資格を持っていることが、消費生活相談員の職を得る上で必要だということを対外的に示す意味もあると思います。一定の勉強をした上で共通試験をこなし、その後のステップアップとしては3種類の試験があるという2段階方式を明示するというのは、いわば資格マーケットを考えたときに、若い人たちが興味を持って、可能性を広げるという意味では、一つの選択肢としてはあるのかもしれないと感じています。

今ある3つの資格を生かしながら、それを充実させて行って、本当にその資格というものをしっかり考えていこうという方法もあると思うのですが、ただ、やはりなかなか受験者がふえてこないとか、尻すぼみになっている状況の中で、この資格が法律で定められて、消費者行政ということにもっと国民全体が関心を持ち、資格についても考えてもらいたいということを見るとすれば、3つの団体がどういうふうにタッグを組み合わせながら、この制度を幅広くみんなに普及していこうかと、そういう戦略を立てるということもあり得ると思います。どちらの方向に行くのかというのは、両方の考え方があると思うので、私のほうでどちらということをおし上げるつもりはないのですが、それによって、例えば共通問題のようなものを用意するやり方もあるし、それぞれの特徴を生かしながら、本当に現場のことを考えた資格制度をつくるというやり方もあるだろうなと思ってお話を聞きました。

以上です。

○野村座長 ほかの御意見はいかがでしょうか。どうぞ。

○青山委員 たびたび申しわけございません。そうなのです。今、委員がおっしゃったように、要するにこれは相談員の資格である。しかしながら、そのパイ、マーケットは限られてしまっている。だから、やはり従来の3資格を輩出していただいた機関がしっかりとやりながら、相談員ではないマーケット、要するに今回、安全法では地域協議会みたいなものができるよという努力義務みたいなものになっていたり、地域でのいろいろな活動の場をつくり出さなければいけない。また、企業の中でも、消費者志向であるとか、あるいは消費者視点の企業というものをつくらなければいけない。そういうようなことで、従来の資格輩出の部分もしっかりと提供しなければいけない。だけれども、今回センターの相談員としては、ここの部分を保ってねという部分があるわけですから、一応センターの相談員としてはこれだけはしっかりとやってねという部分を共通項として持っていていいのではないかという気がして、共通の1次試験の実施という考えをのべたので何か皆さんの議論を混乱させてしまったようなのですけれども、そういう思いで発言させていただきました。

それと、もう一点、先ほどの池本委員のお話は、本当にそうです。現場の相談員さんの声というのは、もう切実です。要するに資格を取っただけではもうやっていけないのだと。日々変わる法律とか環境に対して適切に対応するのは、本当に自己研さんと、それから、国民生活センターあるいは地方自治体の研修なくしてはやっていけないのだということで、これはもう絶対、これだけの法律に明記するのであれば、そこの部分もしっかりと手当てをしていただきたいと思います。

以上です。

○野村座長 ほかに。吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 最初に議論が共通1次というものが出ましたので、ちょっと私も面食らって、私の主張は主張としてさせていただきましたが、今回いただいているこのペーパーの議論に戻りますと、限りなく共通1次に近い試験をするということで、いかに公平性・公正性を確保するかというようなことで、国の関与、あり方を検討すべきではないか、これは当然そうだろうと思いますし、いかに共通1次的な試験制度あるいは試験の内容の確保ということを議論する場であって、その上で、1と2のところを議論するというものですから、例えば1次試験と2次試験とに分けることも可とすべきではないかというのは、私はこれは当然可とすべきであると思います。その1次試験が、今まで少し議論に出ているように、全ての行政の窓口につく人の資格としては、これだけは必要だということをどの試験機関であろうとも担保できるような内容のものであるべきだと考えます。

特色を持たせるとしたら、2次試験として、面接とか論文というものが特質ある内容のものであるべきではないかと考えます

○野村座長 どうもありがとうございました。

今、ちょっと御発言がありましたけれども、例えば試験の内容のところに出てきており

ますけれども、論文とか面接については、特色を出すという観点からも議論の対象になり得るのですけれども、そもそも、例えば必ずやるという考え方もあり得ると思うのですけれども、その辺についかはいかがでしょうか。

では、まず吉川委員。

○吉川委員 相談員は決してペーパー試験だけではないというのは、皆さんも今までも論議されてきたことだと思いますので、そういう意味では、論文も面接も必ず必須であるべきだと私は考えています。

○野村座長 青山委員、どうぞ。

○青山委員 私は、もちろん相談員の適性というものがあるわけですし、それから、例えばここにある文章作成力であるとかヒアリング力とかということが書かれている以上、それをどうやって見るのかといったら、やはり面接もあるだろうし、論文もあるだろうし、あるいはグループワーキングもあるだろうし、いろいろな方法があるだろうと思うのですね。でも、それをそこまで何をやるべきと規定はしていただきたくない。だからこそ、いろいろな登録機関が手を上げてほしいと思っているので、共通の部分というのは、公平性と公正を担保していただきたいですけれども、あとの部分というのは、その自主的な各登録機関の自主性にお任せしてよろしいのではないかと。論文は絶対したほうがいいに決まっていますけれども、必須であると強制的に書き込まないでいただきたいと思います。

以上です。

○野村座長 小浦委員、どうぞ。

○小浦委員 先ほどの話に戻って、試験の共通というところに対しては、もう皆さんの御意見を聞いていて、本当にそうだと思います。ですので、国が定めるガイドラインのところがキーになってくるのかなと思っていますので、2ページのところに書いてありますこのところで、かなり共通化といいますか、国が求める最低の資格のラインのところが確保できるのではないかと考えております。

そのガイドラインの中でも、毎年、その時々といいますか、先を見越した必要な知識もございませう。消費者白書が2年目のものが出ていますけれども、消費者を取り巻く環境はいろいろ変わってきて、今、これからは高齢化とITと、それから国際化とも出されていますけれども、そういった関連した問題もそのガイドラインの中で少し示していただけると、より相談業務のところに生かせるのではないかと考えております。

それから、2次試験のところなのですけれども、今、青山委員もおっしゃいましたように、やはりペーパーテストだけでは見ることができない適性を判断するのは、各団体のそれぞれこれまでの経験則から、やはり面接は欠かせないとか、論文も必要ではないとか、ここはそれぞれの団体のところで御議論いただきながら、少し幅のあるものにしたほうが望ましいのではないかと考えます。

○野村座長 それでは、池本委員、どうぞ。



○池本座長代理 2ページから3ページの出題形式、それから、出題数、点数配分、時間配分という、まさにこの各論の部分で一定の水準確保ということと、それぞれの分野の特質をどう確保するかというのが出てくるのだらうと思います。その意味で言うと、先ほどちょっと話題になっている択一型試験、論文、面接とある中で、たしか前回のここでの議論で、面接試験での対応力というものとは別に、講座段階でロールプレイングをやるといふ団体もあったと思います。あるいは、その論文試験ではなくて、レポートをつくるのかですね。例えば3段階あるけれども、この一定の研修を経たものについては、2番目、3番目は免除するとか、そういうつくり方もあるいはあり得るのかなと。もちろんトータルで質の高い相談員の力量を確保できるようにしなければ、最終的には、その資格取得者の自治体での評価が下がっては困るわけで、一定の水準確保していただく必要があるのですが、そのつくり込みの仕方はある程度柔軟でいいのかなと。

むしろ、(4)の出題数をガイドラインで定めるという、なるほどと思いながら、実はこれもやや各論的になるのですが、これは卓上配付の資料2-2を見ますと、出題数というのが、200問、55問、120問と非常にばらつきがあるのですね。ただ、回答の数でいうと、延べ200とか、記述の中身で200字というのを足すとか、それぞれのつくり方によって違ってくるのだらうと思います。

恐らくこれは、例えば、設例を書いて、以下の小問についてマルかバツか答えなさいとあって、1、2、3、4、5、6と10あって、それぞれにマル・バツをつけさせれば小問で言えば10になるでしょうし、次のうち正解を、正しい回答を3つ選びなさいと書いたら、これは1個の設問の中の回答とも言えるし、つくり方によって結構このカウントの仕方というのも違いが出てくるのかなと。だから、このあたりの一定の下限を定めるというときにも、出題の仕方、何を問わんとして、どうカウントするのかというあたりは丁寧に見ていかないと、出題形式がみんな同じになってしまうというののちょっといかなものかなというような気がします。あるいは、よくある語群の中から選びなさいという場合と、小問をそれぞれ1個ずつ答えさせるというの、これまたカウントの仕方があるのだと思いますし、そのあたりは丁寧に実情を見て、その下限というものが共通項になるようなものという配慮が必要になってくるのかなというような、ちょっと細かいところですが、そういうことを感じました。

○野村座長 ここでは、下限をガイドラインで定める必要があるのではないかという書き方になっておまして、確かに問題の出題形式とかなり密接に関連しているということで、結局のところ、満遍なくといいますか、幅広い範囲の知識が問われているかどうかという、そちらのほうの問題で処理されれば、あるいはこの問題は余り議論しなくていいのかもしれないですけども、御意見がございましたら、この問題数について。吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 国民生活センターと日本産業協会のものは自分も受けていますから想像がつかます。日本消費者協会の試験がどのような内容なのか全くわかりませんが、時間数もかなり短いのですか。ちょっとその辺のところはわかりませんが、最低限の数はやはり、

数の数え方は統一しないといけません、最低限これが要ということで、下限は決めるべきだと思っています。

○野村座長 ほかにこの点について御意見いかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本座長代理 私は、下限をガイドラインで入れることそのものに反対するという意味ではありません。一定のボリューム、これは、先ほど座長がおっしゃったように、その試験の範囲をある程度カバーできるだけのボリュームがなければいけないということはわかりますので、そのボリュームを考えると、問題の数量というものは1つの目安にせざるを得ないだろうと思います。その場合に、いろいろな出題形式があるのをやみくもに、その中に小間があるのを、第1問だから1だと数えたら、ちょっとこれはとんでもない数字になってしまうというのがあるので、ちょっときめ細かな確認が必要ですということを申し上げたわけです。

それともう一つ、資料2-3で、出題範囲に関する現状と、こういった先ほどの御説明によると、科目の中でそれぞれの分野、この資料2-3でいうと内容に当たるような、こういう分野を例示的に掲げることによって、分野の網羅性を確保するという言葉がありました。ただそれは、まさに例示であって、列挙してあるものを、毎年度毎年度の試験で全部漏れなく出題に反映せよと言ったら、それこそ問題文はつくれなくなってしまうので、これはあくまで例示で、そのおおむね何割とも言いにくいのですが、こういった分野で広い意味の大きな領域がきちんと配分されていることという、ガイドラインを書くときにも、その独自性あるいは時代の年度年度によってだんだん取り上げる分野にずれが出たりということは当然あっていいはずですから、その辺の柔軟性も示しながら領域の目安を示すという綱渡りを上手に提起しておいていただければと思います。

○野村座長 このガイドラインは2つの意味が恐らくあると思うのですが、1つは、受験者側がどういう準備をすればいいのかという、どこまで勉強すればいいのかという範囲を示していると同時に、他方で、今まで議論になっている生活相談員としての一定の水準というものを保つためにはどうすればいいのか、そういうためのガイドラインという、恐らく両方の意味があるのだらうと思いますけれども、ほかにこの点について御意見いかがでしょうか。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 ガイドラインで示していただく中には、問題数と出題形式、出題形式による難しさ、それと合否判定基準というところがかかわってくると思うのですが、例えば、こういった問題形式で、こういった問題数だったら、何%の正解率をもって一定レベルに達していると判断できるといったような提示ができないものでしょうか。それぞれ特色のある問題が登録試験機関で作成された場合でも、登録試験機関による違いや試験実施時期による問題の難易度の違いを超えて、一定の水準を確保するための統計学であるのかテスト学みたいなものがあるのかわかりませんが、そういった手法があればお示しただけるとよろしいのではないかと思います。

○野村座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見いかがでしょうか。

特に今までのところの議論で、実施機関として何か御発言ございますか。どうぞ、高尾さん。

○高尾氏 日本産業協会の高尾でございます。

試験のお話が多々出てきたのですけれども、日本産業協会としては、できれば今の試験の内容、いわゆる1次試験は1次試験、それから2次試験は2次試験、余り変えない形で実施できれば大変ありがたいと思っています。例えば、共通1次となると、改めて試験問題をつくるという問題もありますし、それから、2次試験、つまり面接あるいは論文をやる試験機関、やらない試験機関がでてきますと、通常、一般的な人の心理からいくと、試験のないところを受けるということにもなるかもしれません。ある意味では、国民生活センターさん、それから、当協会は今試験をやっているわけですから、試験内容は双方の最大公約数を考えていただければありがたいなという思いはございます。

それから、論文あるいは面接も、第10条の3第3項第3号の消費生活相談の実務に関する科目という観点からいくと、それを後で国のほうで研修などでカバーするのかもしれませんが、面接あるいは論文というものも必要なのかなという感じがいたします。

以上でございます。

○野村座長 ほかの機関の方は御発言ございますか。それでは、青山さん。

○青山氏 試験という制度の中でどう考えるかということだと思うのですけれども、やはり筆記試験の1次試験については、今まで委員の先生方からいろいろ御発言がありましたけれども、全くそのとおりで、一定水準以上のものを確保するような形で1次試験を実施する必要があると思います。その一定水準以上の筆記試験を確保するためにはどうするかということ、やはり今、この資料を用いて議論されている科目の中身ですとか、どういふところを見ていくのかということ、どこで決まってくるのかと思います。そこが余り細かくなり過ぎるといろいろ大変なところも出てくるかと思うのですけれども、ある程度客観的に一定水準を保てるような形で全体のガイドラインというような形で決めていただくのが、一番いいのではないかと思います。

それと、やはり技術的な面、実務的な面を試験という制度の中で見るためには、長い期間講座を実施するとかということもあるかと思うのですけれども、それは試験という制度そのものには余りなじまないと思います。それを、では具体的に短い時間でどう見ていくのかということになると、やはり論文と面接というのは、その方法としてよいのではないかと思います。試験という制度の中では、そのような形でしかなかなかできないのではないかと思います。

以上でございます。

○野村座長 どうもありがとうございます。

どうぞ、松岡さん。

○松岡氏 私ども日本消費者協会ですが、講座をずっと続けてきていますので、大きな試

験だけで人を判断するというのは、なかなか想定が難しいところがあります。やはりそれが必要としても、実務的なもの、ただ人数の下限とか、各地に分散している人を相手にすると、やはり面接か論文という形になると思いますから、そういうものは必要とするだろうと思います。

○野村座長 ほかに。それでは、まず青山委員、次いで阿部委員、お願いいたします。

○青山委員 先ほど来、私も申し上げていますが、面接、論文、ワーキンググループとか、あるいは例えば調査とか、そういったものを否定しているものでは絶対ございません。やはりそういうもので一時的に面接でどこまで見られるかというのは、ちょっと疑問もあるのですが、そういうもので担保するということは、それはそうだろうと、この試験という制度の中では、ベストではないかもしれないけれども、ベターかなという思いはあります。しかし、それはそれぞれの機関で、自分のところはどういうものかということできり込む、判断するということがよろしいのではないか。この機関として、とにかく面接と論文と何とかをなさいとがちがちに決めることはないのではないかと考えています。

以上です。

○野村座長 それでは、阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今の話の後で言いづらくなってしまったのですが、採用する側とすれば、やはり面接を取り入れていただきたいと思っています。採用するときには当然面接をやるのですが、そこで見るのは、どちらかというところ、相談員さんとしての交渉能力とかというよりも、むしろ仕事に対する取り組み姿勢とか、あとは組織への適応力とか、そういうところを主に見ていくことが多いので、この人が相談員として本当に適性があるのかどうか、交渉力があるのかどうかというのは、試験のほうできちんと見てきていただくと、採用する側としては採用しやすくなる。

そのときに、ペーパー試験だけでいいのかということ、それだけではやはり不十分なのか。面接なのかグループ討議なのか、そのやり方は幾つかあるかもしれませんが、ペーパー試験だけではない、択一試験だけではないものを付加していただくとありがたいと思っています。

そのやり方が、「面接」と書くのか、「面接等」と書くのか、そこはテクニックだとは思いますが。

○野村座長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員 恐らくこの資格では、コミュニケーション力も問われるということと、文章をまとめる力も必要ということで、論文と面接が非常に重要だということはよくわかるのですが、これが国の法律で定めた資格制度だということになった場合に、例えば論文では採点基準をどうするかということが問題になります。どういう語句がどういうふうにかかれていたということ点数化して、それを後から、何らかの根拠で説明することは

やれる部分もあると思うのです。しかしながら面接の場合に、その評価の基準というものを客観的に説明するのはちょっと難しいのではないかと思います。面接をやるのがだめだと思わないのですけれども、論文と面接自体を制度の中で必要だということで入れてしまうよりは、やはりある程度任意でということで、それぞれの機関の判断という形にしていくことのほうが望ましいのではないかと私は考えます。

○野村座長 それでは、次の問題のほうに移ってよろしいでしょうか。次は、先ほどの資料2-1で「3 評価・採点方法、合否判定の考え方」、それから、「4 試験問題の作成方法等」及び「5 受験資格等」について、3、4、5について御議論いただきたいと思えます。

それでは、池本委員、どうぞ。

○池本座長代理 評価・採点、合否判定という極めて難しい論点について、では、どう考えるかというのも非常に悩ましいところなのですが、結論から言いますと、特に合否判定というところで、先ほどの御発言の中に、例えば何点以上だったとか、あるいは受験者の何割以上だったとかと数字で出せないかというような御意見もあったのですが、実は、出題の問題の難易度と点数というものが連動してしまいますので、最初から何点以上とってしまったのでは、ちょっと実際の出題傾向との関係でそぐわないときが出てくるのではないかと考えてみたり、それから、では、この問題は難しいのか、易しいのかというのを、余り全てを国が問題文で、これでよい、悪い、差し戻しというところまで行くのもいかなものかと。明らかに誤っているもの、誤解を招くようなものについてチェックをして、見直してくださいということは、その意味での質の確保で国がかかわるということは否定するものではありませんが、問題の水準をこのぐらいに、これでは易し過ぎるとかというところまで入っていくのは、非常に危険性もあるのかなと。

その意味で言うと、合否判定の2番目に書いてある確認すべき知識・技術の水準の考え方のメルクマールを示すというのを、試験委員に示すメルクマールをどのぐらいの具体的なもので書くのかというのが、実は私自身もまだイメージできていないわけでは無いのですが、ある程度、言葉をもって指針、ガイドラインを示す、メルクマールを示すということになるのかなと。

そして、実際のその問題文などについて、お互いの検証というのが、その後ろに、国と登録機関が協同して試験問題の見直しを行ってはどうかとあります。つまり、これは事後的なチェックの仕組みということになりますが、余りにもマニアックな難しい問題になっていないとか、ちょっとこれは出題分野からすると少し離れ過ぎていないとかというのは、お互いに、むしろそれは各試験機関のかかわっている試験委員とか、そういう人たちも交えたディスカッションの中でそういう意見が出され、それを参考にして翌年また生かすというようなことが、要するに中身づくりでは参考になるのかなと。そのぐらいの、ちょっとソフトな感じでのコントロールということにならざるを得ないのかなというようなイメージで受けとめました。

以上です。

○野村座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見いかがでしょうか。

特に、いかがでしょうか。ちょっといろいろ論点がございませけれども。どうぞ、沼尾委員。

○沼尾委員 ほかの資格試験などの場合には、むしろ合格基準を例えば6割という形で点数を定めておいて、そこに合わせる形で出題の難易度というものを調整するとやっているものもあれば、その年、その年で、簡単だと思ってつくってみたのだけれども、結構出来がよかった、悪かったというものがあって、合格基準点を定めないでいて、大体の状況を見ながらとか、いろいろなケースがあると思うので、そこは、やはりこの資格のつくり込み方によるのかなと思います。ただ、3つの機関でつくっておられて、それぞれ考え方があると思うので、なかなかその6割とか7割というところを事前に定めるのはちょっとやりにくいのかもしいかなと思います。

○野村座長 大学でしたら、入学者数が決まっています、単純と言えば単純なのですけれども、司法試験などでも、ちょっと破綻はしていますけれども、一応目標値があってやっている世界なのですけれども、ここで議論している生活相談員の世界はそこまでクリアに、相談員を将来的に何名確保しようとか、そういうところまで決まっているわけではないので、なかなか難しいところがありますね。

具体的に試験を実施されているところでは、合格ラインみたいなものをどのように定めているのか、あるいは事後的チェックみたいなものをどのようにしているのか、もし御発言いただければと思いますけれども。それでは、日本産業協会。

○高尾氏 日本産業協会では、1次試験、それから2次試験があるわけなのですが、1次試験につきましては、550点満点ですけれども、それで、一定の点数以上でまず選び、技能審査委員会で議論をして最終的に決めていきます。最初から合格ラインありきではないです。

それと、6割、7割という合格率ではありません。最終的にはかなり厳しい合格率。最終合格者は2割ぐらいの合格率になっています。

○野村座長 後から事後的に問題についての検討とか何か、そういうものはやられているのですか。

○高尾氏 目途として一定の点数を置いていても、最終的にはまた議論をしているということがございます。余り細やかに言えず、申しわけありません。

○野村座長 差し支えない範囲でおっしゃっていただければと思います。

それでは、国民生活センターのほう。

○青山氏 国民生活センターでは、1次試験については、大体、満点の半分以上の得点、6割以上の得点をまずは第一の基準にして、合格者そのものの質を担保しています。次に問題の難易度が年ごとに変わる可能性があるということが考えられますが、難易度をきち

んと細かく定めたり、厳格に定めたりはできないところがあるかと思います。

問題が簡単になった場合、そこをどう担保するのかということで、そこは、全体の受験者数に対して一定の割合を決めていまして、合格者をそれ以内におさめることで、資格そのものの質を担保しています。例えば、満点の6割以上の得点者が相当数、7割、8割になるというようなこと、あり得ないですけれども、仮にそのようなことになった場合は、得点6割以上の者のうち、上位から受験者全体の30%程度以内の者が合格者となります。

この二つの条件を満たすことで合格となります。もともと得点が6割以上の者が受験者の3割程度以内であれば、そこは基準に達しているので、その者をすぐ合格者という形にしています。

それで、事後的な問題のチェックなのですけれども、試験が終わった後、設問ごとに、その正答率を合格者と受験者双方で出しまして、その辺の正答率が前年、前々年度と比べてどうかというようなことを見ています。これは、若干その問題によって正答率の違いはあるのですけれども、全体として正答率がどうかということを見ています。そこで余り大きな変動がなければ、その難易度は大きな変動がなかったのであろうと見ています。そこがもし仮に大きな変動があるとすると、翌年度、その難易度をどうするのかというのを試験委員会で検討するという形をとっています。

○野村座長 どうぞ、松岡さん。

○松岡氏 日本消費者協会の場合は講座が中心ですので、試験が目的ではないのですけれども、ただ、講座を漫然と聞いてもらっていても困るので、確認試験のような形になっています。ですから、講座の中で先生たちが話された内容がどのぐらい理解されているかという角度での試験問題になっていまして、落とすというよりは、合格を多くするのが目的になっていますね。ですから、試験の後、成績の余りよくない人は、追試ということもやっていますし、論文のほうも書き直しというのが何回もあるという形で、身につけていただくということを優先して考えています。

以上です。

○野村座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○望月企画官 今の4ページの評価・採点方法、合否判定の考え方の中で、ガイドラインの中で、先ほど2-3の資料のような細かい科目の中の出題範囲みたいなものを決めていくということはございましたけれども、実務に関する科目ということで、どういった感じでそのガイドラインみたいなものを書けばいいのかということを事務局も検討しているところなのです。

3の(1)の2つ目のポツで、消費生活相談員に求められる技術(ヒアリング力やコミュニケーションスキル・交渉力など)、資料1-1のところでは先ほど御議論いただきましたけれども、こういったものの中で、「何を評価項目とし、どのような出題形式と評価基準により評価するのか。」ということ論点として入れております。この辺のところをガ

イドラインなどをつくる上で参考になる意見を聞かせていただければと考えております。  
以上でございます。

○野村座長 この点についていかがでしょうか。吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 もし、今の3資格のことから言えば、養成の目的が基本的には違うという議論がもちろん基本にあったということからしますと、ある程度のモデルとなるようなものは必要かとは思いますが、目的がもともと違うのだから、評価も、そこまでを決めるのはどうかと思います。いわゆる1次試験的なものはきっちりと決めるべきですけれども、論文とか面接については、それぞれ独自で判断されればいいのではないかと思います。ある程度の基準は決めておいて、なおかつ、それ以上のがちがちのものは要らないと思います。

○野村座長 この点について、ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○池本座長代理 今、吉川委員がおっしゃったように、余り技術の面について細かく、先ほどの知識であれば領域を網羅的に記載するというのは可能ですが、技術面というのは、なかなか網羅的に細かく書いていくのは難しいし、それこそ、この技術の面は、それぞれの分野の特性にもかかわってくるので書きにくい部分はあるのだらうと思います。

ただ、その中で、冒頭でもあった、行政の消費生活相談員として最低限身につけるべきスキルとして何かという最小限のものとしての意味合いというのは、やはり書き出ししておく必要があるでしょうし、それは、資料1-1に書いてある、ここではそれぞれもう見出し言葉になった、例えば「ヒアリング力」とだけ書いてありますけれども、何が重要かわからない消費者から、判断するに必要な情報を上手に聞き取る。ただし、その本人の訴えようとする話にも合わせながらやっていくという、やはり相談員としての技術、スキルというものがあると思うのですね。そういったものを配慮しながら聞き取る力であるとか、文章として整理できているものを今、発言しているわけではないのですが、ちょうどこの(2)に書いてある各分野のこの記述を、例えば文章作成力というものも、相談の概要を過不足なく記載して、他の相談員、職員に伝えられる技術の力があるかとかというふうには、やはりこれをもうちょっと言葉を踏み込んで書き出しおいて、最低限こういった技術は求められるのだよということがきちんと公表されておくことは必要だらうと思います。それは、目指す人にとってもそうですし、試験問題をつくったり、あるいは論文にしる、面接にしる、そこで検証するための要は目安に当たるものになるのだらうと思います。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。それでは、まず、青山委員、どうぞ。

○青山委員 望月企画官のお聞きになりたいことが、ちょっと今、池本委員がおっしゃったので、ああ、そういうことかと思ったのですけれども、このヒアリング力とかコミュニケーションスキルとか、こういうところのものをもう少しブレークダウンして、こういうことをガイドラインに入れておきたいという意味ですか。

○望月企画官 そうです。

○青山委員 そうですか。わかりました。



○野村座長 佐藤委員、何かございますか。

○佐藤委員 以前、アンケート調査というものが行われたと思うのですが、その中で細かくソブレイクダウンされた内容が出ていたと思います。そこには、相談員として活動する中で何が必要になるかという実体験を基にしたより具体的な言葉が示されていると考えられますので、それを試験という枠組みの中で設問に反映させ、必要な資質とひて確認していただければと思います。先ほど資格を付与されている3団体からのご説明をお聞きし、非常に厳格に対応されていると思う内容でしたので、その辺は、こうしなければいけないということではなくて、それぞれやられている、今ある中で精査・抽出し、一定水準への共通認識というものを図っていただければよいのではないかと思います。

○野村座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見いかがでしょうか。青山委員、どうぞ。

○青山委員 そういうことであれば、ちょっと私、1枚ペーパーを出させていたいただきたいのですが、今の相談員さんというのは、こういうふうに、10とまとめてしまったのですが、こういった10カ条みたいなものをしっかりと認識しながら、日々の相談業務に当たっているよという、ある意味、理想的なといいますか、経験を踏んだといいますか、そういう相談員さんのマインドで書いていますけれども、そういう意味では、こういうようなことで、一番、なぜ相談員を目指すのかということをも具体化する、確認する文章的なもの、ガイドラインを、このところを少し参考にさせていただいてガイドラインをお作りいただければありがたいと思います。

以上です。

○野村座長 ほかに御意見いかがでしょうか。

○望月企画官 先ほど青山委員から御指摘いただきまして、ガイドラインの中で示していくということもありますけれども、ガイドラインの中で、さらにここで記載しているような技術の中身を書いていくということは、それは先生方の意見も伺いながら、過去の議論も踏まえながら作業をやっていきたいと考えております。

あと、相談員の技術というものが、試験だけではなくて、いろいろ講習とかでも培われるという面もございますので、試験の中でどこぐらいまで見ていくのが適切か、例えばヒアリング力とかというのはある程度見ることができるのかもしれないけれども、関係部局等に対する積極的な問題提起とか、これも姿勢として見ていくとかということはあるかもしれないですけれども、そういったところを試験としてどこまで見ていくことができるかということも事務局としては判断に迷うところがございますので、そういった意味で聞かせていただきました。

○野村座長 青山委員、どうぞ。

○青山委員 しつこいですが、前々回の検討会でも、この部分が一番地方自治体の方たちからは、今の相談員さんに不足しているものということで、一番評価が低かったという、アンケート結果があったかと思っています。

ただ、やはりそれはここの中で聞くよりは、これって相談員の資格試験に受かったからといって、今度は地方自治体でスルーするわけではなくて、地方自治体で再度、自分のところの行政的な姿勢と適合するかどうかということで採用するわけですから、そういう意味では、関係部局に対する積極的な問題提起というのは、これは地方自治体さんがしっかりと考えて、しかもそれは、相談員だけにおんぶするのではなくて、職員の研修とか職員の教育の問題でしょうという部分もあるわけですから、このところはちょっと、地方自治体の方々にお聞きするほうが適切かと思います。

以上です。

○野村座長 いかがでしょうか、地方自治体の委員のほうに振られましたけれども。では、阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 先ほどの繰り返しになってしまうかもしれませんが、難しいと思うのですね。知識のほうは勉強さえすれば、幾らでもと言ったら変ですけども、ある程度のものは得ることができると思うのですが、技術というのはなかなかそういう形ではできないので、実践を積み重ねる中で技術力というものも多分ついてくるのだと思います。ですので、この試験のときに、ヒアリング力が高いとか、コミュニケーションスキルが高いとか、そういうものはかるのは、なかなか難しいだろうな、無理があるのかと。むしろそういうことを対してきちんと考えられる人、そういうことを高めていこうという姿勢のある人が、相談員として必要なところなのかなとは思っています。

ただ、それをどういうふうに評価して、どうやって評価基準でやるのか、どういう出題方式でやるのかということになると、知恵がないというか、この場ですぐにご提案できるものはもっていません。

○野村座長 沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員 逆に今、試験を実施している機関の方に伺いたいのですけれども、面接をやるときの評価の基準みたいなものをガイドラインとして対外的にきちんと示すことができるようなものがあるのかどうかというところが気になっています。

私は、実は別の国家資格の試験委員をやっているのですけれども、物すごく質問というか、試験が終わった後のクレームとか、なぜここで自分が点数をとれていないのだとかと来るのですね。そのときにやはり基準というので、その都度、明確に説明していかないといけないところがあって、それは、やはり面接というものを入れた場合に、どう説明して、だめだったのですよということ言うのかということはずごく問われると思います。そこが乗り越えられないとすると、ガイドラインを定めて基準化することはちょっと難しいのではないかと。

むしろ、任意でそれぞれの団体さんがやるというのはあり得ると思いますけれども、あるいは、先ほど、別途研修でというようなお話もありましたけれども、もちろんヒアリングとかコミュニケーション力って現場で一番問われるところなのだけれども、それを試験で評価するのはなかなか難しいように私はちょっと感じます。ただ、実際やれているのか

もしもありませんので、逆にお伺いしたいと思います。

○野村座長 いかがでしょうか、オブザーバーで御出席いただいている。それでは、高尾専務理事、お願いいたします。

○高尾氏 日本産業協会では、外部に詳細な基準は示していません。内部に基準はありますけれどもね。外部に基準を示すことが必要かどうかの御議論なのですけれども、今は特にそれは必要ないと思っています。これまで、外部に基準を示さないことによるクレーム等は特にはございません。

大学は、普通やっているのですか。

○沼尾委員 評価基準ですか。例えば面接のときにこういうことがというのは。

○高尾氏 大学は、基準を明確にお示しになっていらっしゃるのですか。

○沼尾委員 合否の後にですか。ただ、面接だけの結果という形にはしていないので、トータルでの評価になっているのですね。だから、そういう意味で言うと、では、面接に関して、なぜあなたがAだったのか、Bだったのかというところは、確かに明確には示していないですね。

○高尾氏 示すのは非常に難しいかなという思いがございませぬ。

○野村座長 学習院で、法科大学院で面接をやっているのですけれども、どちらかというところ、将来こういう人が法曹に向いているのかどうかというような観点から見ていて、ちょっと非常に漠然としていますけれども、どちらかというところ、それでほとんどの人は面接だけでは不合格にならないというやり方ですね。だから、そこで落とすのはもう極めて例外というようなことでやっています。

○高尾氏 数自体は、日本産業協会もやはり少ないですね。○野村座長 ほかに、面接について何かございませぬか。どうぞ、青山委員。

○青山委員 。今回の改正安全法の中では、やはり相談員さんあるいは地方自治体の消費者部門の職員さんに、ここが一番期待するところなのだと思うのですね。地方協力員とかなんとかを作って、要するにセンターを核とした地域全体で高齢者を見守ろうよみたいなところがあるので、こここのところってすごく大事なのだらうと思うのですね。

でも、やはりここを試験とか面接とか論文とかで見ることにはできない。だからこそ、やはりここは試験とは離してという言い方はないのですけれども、やはり消費者庁が司令塔となって、この安全法をどうやって地方自治体にしっかりと根づかせていくかという部分なのかなという気がします。

今、私の随行で来ている有山さんは、うちのNACSの相談室長なのですけれども、地元のセンターの相談員として非常にうまく連携ができています。要するに振り込め詐欺に遭ってしまったとセンターに来たら、その方を警察と、それから地域包括支援センターあるいは生活保護とかという部門と全部連携を取りながら、その相談に来た人を自立させていく、そういう作業までやっていらっしゃる。そういう意味では非常にいい事例だと思うのですけれども、そういうことを普遍化していくと言うのかしら、そういうことをやるのは、や

はりこの試験とは違って、消費者庁の司令塔としての役割なのかなと思っています。議論がすこし外れましたけれども、そういう部分も重要だという認識の下に議論を進めていただければと思います。失礼しました。

○野村座長 どうぞ、池本委員。

○池本座長代理 この知識の面は試験でももちろん一定の領域と水準を検証することは客観的にもできるけれども、技術の面はなかなか難しいのだというのはよくわかるのですが、ただ、今回の改正安全法の10条3の中でも、消費生活相談員を行うために必要な知識及び技術を有するかどうかを判定することを目的として、これこれの科目で試験を行うとしてあるので、やはり技術も一応検証する対象に広い意味では入っているから、ここでやはりそれを外そうよというわけにはいかないと思います。

ただ、皆さんの意見を聞いてみると、やはり知識のほうは出題したもので何点ぐらいとれるかで見られるけれども、コミュニケーションスキルとかそっちは、イレギュラーな、ちょっとこの人は適性がどうかというところを外すくらいを目安として使うので、そっちのほうで何%、何点以上というものではないというのは、恐らく共通認識だと思うのです。だから、そういうことを前提にして、その技術面でのメルクマールというのは、かなり抽象的な表現にとどめておくのが現実的なのかな。

そして、あとは、点数配分的な考慮のバランスの中で対応力の面についてはちょっと例外的に落とすときに考慮するとか、そのあたりは、もう実際の現場の試験機関の中での裁量とせざるを得ないのかもしれないかもしれません。そういうふうな感じを抱きました。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、青山部長。

○青山氏 ちょっと話はもとに戻りますけれども、国民生活センターですが、私どもでは、まず、基準を対外的に公表しているかどうかについては、今まで公表してきてはいませんでした。考え方については、この検討会が始まりましたので、そこで御説明したので、その場で公にした部分というのは一部あるかと思います。

それで、基本的な考え方は、今までお話がありましたように、我々のところは、特に行政の相談窓口で働く相談員ということで考えていますので、行政の相談窓口で働く消費生活相談員としての適性ですとか資質が一定以上あるのかどうかを見ています。それは、筆記試験のところで知識等については通過してきた人の面接ですので、その上で、行政の相談員としての適性、資質があるかどうかをいろいろな観点から見るということですね。特に、私どもの面接試験の特徴は、相談事例を素材として用いていまして、その相談事例に対して、どのような受け答えをするのかということを見えています。ですから、そういうところで、行政の相談員として、どういう点を聞き取って、今まで勉強してきた法律との関連をどう考えるのか、経験がない人はなかなか難しいと思うのですけれども、その場面でどのように取り組んでいくのか、どういうふうに考えているのかという姿勢のところ、若干基礎的な知識の確認をしながら、姿勢ですとか使命感・意欲ですとかというところを見っていきます。

なので、判定についても、総合的な判断を面接委員が行って、不合格になる者は、その人の面接委員が全員余りよい評価をしなかった者というような形になりますので、最終的なところの判断は、ほかのところと同じかなという気はします。やり方を少し細かくして、面接委員の方々には、こういう観点で評価してほしいという内部的なガイドラインのようなものをお示しした上で実施しております。

以上でございます。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、松岡理事長。

○松岡氏 日本消費者協会の場合は、面接は講座の前に行って講座を受ける人を決定する形になっていますので、ちょっと性格が違うのですが、短い時間の、せいぜい15分ぐらいの間で判別をしていくという形になりますので、ある程度の質問は決めておきまして質問していくわけですね。見ているのは、やはり一番大きなものは意欲のある人です。それから、協調性があるかどうかというようなことと、何の目的で講座を受けようと思ったのかという、前へ進む力のようなものを見るということに大きな要素があります。

講座ですので、教室に入る人数が限られていますので、やはりかなりの人を落とす形になりますが、レポートと面接で決めているのですが、それで苦情が来るということはないですね。それから、基準を聞いてくるとか、そういうことも余りないですね。

以上です。

○野村座長 どうもありがとうございました。

ほかに。今までのところで、最後の5番の受験資格、特に既存の資格を持っている者との関係についてどのように扱うか、そのあたりについて御意見をいただければと思うのですけれども。

4についても余り御意見が出ていないかと思えますけれども、4、5について御意見ありましたらお願いしたいと思えます。では、池本委員、次に青山委員、お願いいたします。

○池本座長代理 試験委員やかかわる人が人材的に限られるのではないかというのは、なるほどなと実感を持って私もそう思います。やはり消費者問題の、例えば弁護士にしても、事件を取り扱っている人がそれぞれ出題者、試験委員にそのまま適するかというと、裁判所で闘う経験がある、法律を使っている経験があるというのと、相談員として相談処理、あっせんをやる人と、日常的に講座をやったり、質問をやったりと違って、どのぐらいの力量が求められるかというのが、ある程度、感覚としてわかっている人でないと、実はなかなか担当しにくいという、恐らくそういう問題だろうと思うのですね。

同じことは、学者さんの分野でも、やはりその素材に何らかの場面で、研修で説明をし、質疑をやっている中で、どの辺のレベルに焦点を合わせればいいのか、あるいはどのぐらい求められるのかということをやっていくということがあるために、消費生活相談業務に、あるいは相談員に何らかのかかわり、日常的な相談処理なり研修なりでかかわりのある人が、またこの試験委員なり出題者として適するということがあるために、人材が限られるということにつながっていくのだろうと思えます。

その意味で、例えば出題者と関連講座の講師は重複してはならないというようなことで線を引くと、どちらも確保できなくなるなど、むしろ私が前々から申し上げているように、各地で、いろいろなところで、特に地方で受験機会を確保するための講座をもっと頻繁にやらなければいけないということを常々申し上げている立場でもありますから、この重複は避けるべきだというわけにはいかないと思います。

むしろ、例えば司法試験にしる、さまざまな国家試験にしる、大学で教えた先生方が試験委員をなさっていて、もちろん「ここは出るから勉強しておけ」などということは口が裂けても言うはずはないので、だから、その意味での公正さというのは、そんなに心配する必要はないのでないか。そこは、誓約書を提出するとありましたが、そういう形をとることによって、より安心できるなら、それは別に構いませんけれども、それ以上に、制度的に切り離すというのは現実的でないなという気がします。

○野村座長 いかがでしょうか。吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 5ページの(2)試験問題の品質確認ということですが、「試験問題の品質確認は、出題者以外の者が行う必要があるか。」ということは、これはやはり必要があると思っています。

それから、次の試験委員の選任等の考え方は、今、池本委員が言われた意味では、私も納得はしているのですが、例えば国民生活センターは相談員養成講座を実施するのをやめられました。それは、試験機関だからということだったと聞いていますが、いかがですか。

○青山氏 それだけではないです。

○吉川委員 ないのですか。例えば試験のために特化した講座で講師をした先生が、試験問題をつくるというのはいけないと思います。ただ、今、池本委員が言われたように、あちこちで消費者関連のいろいろな講座をしている中で講師をされているという意味では、問題がないと思います。

○野村座長 どうぞ。

○池本座長代理 現実的なことで言いますと、いろいろな地方で試験対策講座的なものを組んでおられると思います。中には自治体がやってくれというようなことで、全国消費者協会さんとか日本消費者協会さん、NACSさんもやっておられると思うのですね。そういうところで講義を担当する者は、まさにこのそれぞれの試験に向けた講座だと言ってしまえば、まさにそうなんです。そうすると、それにかかわったら出題者になれないという、ほとんどいなくなってしまうのではないか。出題者や試験委員になるから、では講座は担当しませんと言ったら、講座のほうが維持できなくなるし、それぞれの講座にかかわったら試験委員が確保できなくなるし。むしろそれは、まさに守秘義務の問題であって、自分がどの科目のどういう出題をするなどということは、そのさまざまな講座の中で言うはずもないし、言えば、それはもうさようならという世界ですから、そこを余り制度として切り離すという問題ではないのかな。むしろ、その試験問題の客観性を持つ、先ほど出題されたものをただ閉じるだけではなくて、問題の正確さなども含めて検証するということは

必要だろうと思います。

ただ、その場合も、もうちょっと言いますと、例えば国民生活センターでは、出題者からいろいろ出たものを試験委員で検証して、場合によっては、ちょっとチェックして直したりしていますね。ただ、そこは、大勢いる出題者ですが、試験委員もある分野の出題者ではある。ただ、一応複数の目が入るという意味では、1人が出したものがそのままスルーパスではないという意味だろうと思います。また、その意味では、出題したものをある一定の試験委員会的なものでもう一回、第三者の目も、他の委員の目の検証を経て問題文とするという意味であれば、現実的かなという気はします。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○小浦委員 小浦です。1つ質問させてください。5ページの(2)の試験問題の品質確認なのですが、最終的に、1ポツの最後のところに「国は、試験問題が法令やガイドラインに基づいたものであるか、事前に外形的な確認を行うべきではないか。」と書かれていますけれども、国の資格になるわけですから、一応そういうことは必要ではないかと私は思いますけれども、その場合に、この「外形的な」という意味合いがちょっとよくわからなくて、万が一、訂正をしてほしいとか、何かそういうことが起こり得るのか、本当に外形的、形式的なと言うとちょっとはばかれるのですけれども、そういうものなのか、その確認の中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○野村座長 事務局からお願いいたします。

○望月企画官 ここで「外形的に」と書いた意味ですけれども、内容面まで立ち入って、この問題が適切かどうかということまで立ち入ってやるのは、時間的な面とかでもかなり難しいと考えておりますので、法令に基づいた、あるいはガイドラインに基づいた出題とかの形式になっているとか、出題範囲がカバーされているかということにとどまるものと考えております。

○野村座長 よろしいでしょうか。

○小浦委員 はい。やはり時間的な問題がいろいろあると思いますので、それだったら、各団体の方もいいのではないかと思います。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員 この品質確認のことなのですが、これは、事前に複数の目を入れて品質を確定するという意味の確認と、試験実施後に外部の評価委員会のようなもので確認をするということと2種類ぐらいあると思うのですが、大抵の国家試験というのは、両方の確認をやっていると認識しています。

それで、事前のほうで言うと、確かに、さっき池本委員がおっしゃっていましたけれども、特定の方が出題して、やはりその方の色が強い問題というわけにはいかないの、まず、複数の人間で作成するとか、あるいはその作成委員会にも、例えば第1委員会と第2委員会をつくって、第1委員会で一度複数で高めたものを、今度さらに第2委員会でチェックして、そこで修正をかけるというようなプロセスで出題をしているようなものもあり

ますし、その上で、最後に、実際に実施した結果とその点数との見合いで、この品質で妥当だったかどうかということを経験終了後にトータルに評価するということと、一部の出題委員も入れて、外部の人を入れて実施したりもしている。

ただ、ちょっとそこまで、それをきちんと制度化するということが今回うたうのか、それぞれの実施団体の自主的な対応に任せるのかということ、ちょっと議論する必要があると思うのですけれども、ただ、多くの資格試験は、実態としてそこまで手を入れてやっていると思うので、これまでどうされていたのかもあると思うのですけれども、そのあたりは、やはり慎重にやっていくことが大切ではないかと思えます。そこがきちんとしていけば、多少なりとも、ある講師の方がある1間をつくったからということで、ある授業をされたとしても、そこまで、何か自分のつくった問題をそのままやるみたいなことにはならないだろうとは思っています。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。御意見ありますか。どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 講師の先生が試験委員を兼任してもいいということで、それは個人的にそうなのかなと思いますけれども、その登録試験機関自体がそういう講座をやるとか、そういうものは認めるものなののでしょうか。その登録試験機関が、自分のところで試験をやるための講座をやります、うちの講座を受けると合格率が何%みたいな、そういう売り込み方をするようになってしまってもいけないかと思いますが、一般的に、そういうものが行われているのかどうか、済みません、はっきりわかりませんが、どうなのでしょう。

○野村座長 ここは難しい問題なのですけれども、現状は、既に御説明いただいているところです。試験だけやっているところと、それから講座と試験をやっているというよりは、講習の結果、資格を与えている、そういう位置づけになっていると思うのですけれども。確かに、こういう形でこれからは、一般にオープンになるので、そういう組織が出てきたときにどうするのかというのは、なかなか難しい問題ではあると思えます。

事務局から。

○望月企画官 今、御指摘があった点でございますけれども、11条の13で、試験の信頼性の確保のための措置、内閣府令で定めるものを講じなければいけないとなっておりますので、その中で、その講座と試験の関係についてどう整理していくかということをお議論いただくことになるかと考えております。

○阿部委員 これから議論ということですね。

○望月企画官 はい、そうです。

○阿部委員 失礼しました。

○野村座長 ほかに。どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 やはり、そうすると信頼性とか公平性、そして一定水準を保っていただくためには、多くの登録試験機関が参入されてくる場合のことも考えますと、一定の基準となるガイドラインや手引きを、やはり国のほうで告示いただき公表していただくのが望ましいと思えます。



○野村座長 ほかに御意見いかがでしょうか。どうぞ、青山委員。

○青山委員 済みません、もう時間なので、これは座長にお願いなのですが、受験資格等に関するところについては、ちょっと私の意見がありますので、できましたら、大変申しわけないのですが、次回にさせていただきたいと思います。また、先ほどの共通1次みたいに、突然言って議論が噴出するといけませんので、もしよろしかったら、次回に回していただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○池本座長代理 あわせて、なかなか各論の部分というのは、考え出すと本当によくわからないところですので、きょうのここでのディスカッション以外にでも、何か思いつくところがあったら、メモを提出して、それもちょっと考慮していただくとか、何かそういう機会も与えておいていただけると、ちょっと持ち帰って検討してみないと、なかなか今、名案が浮かばないというところがたくさんありますので、その点も御配慮いただければと思います。

○野村座長 それでは、事務局とのご相談ですが、5は、次回にもまた御議論いただくということと、それから、ほかの点でお気づきの点があれば、事務局にお寄せいただくことにしましょうか。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、ほぼ終わりの時間が参りましたので、本日の議論はここまでにいたしまして、本日も、前回の議論を最初に御確認いただいておりますけれども、本日いただいた御議論、御意見等を資料2-1に反映した資料を作成しまして、次回の会合で確認することにさせていただきますと思います。

最後に事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○望月企画官 次回の検討会につきましては、8月29日を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日、御発言いただいた内容については、議事録をホームページ上に掲載させていただくため、後日、事務局から確認させていただきますので、御協力お願いいたします。

また、本日配付いたしました資料のうち、資料2-2は、この後、回収させていただきますので、恐れ入りますが卓上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

以上です。

○野村座長 それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、閉会させていただきます。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。